令和６年（フ）第１０５８号
神戸市長田区花山町１丁目７番29号
破産者　田中　繁樹
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０５９号
神戸市長田区花山町１丁目７番29号
破産者　田中敬伊子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０号
神戸市須磨区川上町１丁目１番６号、従前の住所大阪市北区豊崎７丁目３番５号　Ｊ－ＢＲＩＧＨＴＵＭＥＤＡＫＩＴＡ501号室
破産者　新井　健太
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番９―503号、従前の住所神戸市北区有野町唐櫃3271番地の１　205号
破産者　西村　章吾
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３７号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番14―617号、従前の住所神戸市長田区大道通３丁目１番地フレール長田大道105号
破産者　Ｓ．Ｉ　ｃｏｌｏｒこと　生駒　翔
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３５号
岡山市中区藤崎184番地３
破産者　森本　　努
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５４号
沖縄県中頭郡西原町字上原290番地の１　（ビレッジハウス西原２棟503号）
破産者　小寺　邦将
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９４号
岡山県倉敷市酒津2671番地１　キャトルメゾンＡ―201、旧住所岡山県倉敷市林1907番地１
破産者　伊藤　智絵
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９７８号
広島県呉市宝町３―36―1304、住民票上の住所広島市中区中町７番41―602―１号
破産者　ＣＯＲＯＮＥＴこと野上　和政
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３８４号
広島市安佐北区可部東２丁目39番４号
破産者　山西　　清
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６号
香川県三豊市高瀬町下勝間2152番地３　フジハイツ202号
破産者　阪口　公邦
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５１号
福岡県春日市天神山５丁目65番地、開始決定時の住所福岡県八女市立花町白木1989番地２
破産者　原　悠一朗
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第１８８号
長崎県長崎市花丘町２番３―302号、旧住所長崎県長崎市多以良町2160番地69
破産者　山本　孝征
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３号
宮崎県小林市堤2851番地13
破産者　松山　　努
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２０８号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目４番21―503号　マンションライラック
破産者　浅井　亮平
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２２号
山形県最上郡舟形町舟形2050番地
破産者　佐藤　美香
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１５３号
茨城県土浦市霞ケ岡町29番７号
破産者　倉持　武顕
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５０号
茨城県龍ケ崎市松葉１丁目18番地１　エタニティーⅠ　202号室
破産者　内田　麻衣（旧姓　池田）
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第６２号
茨城県取手市椚木14番地７
破産者　染野　直美
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係